

日本の安全保障に関する中曽根康弘の主張と取り組み —与党議員から防衛庁長官になる直前にかけて—

張 軍 平

はじめに

- 一 憲法改正について
- 二 原子力政策と非核三原則について
- 三 宇宙科学技術開発政策について
- 四 沖縄返還について

終わりに

はじめに

戦後日本の安全保障について、野党時代の中曽根康弘は、講和条約や日米安保、憲法改正などの面から、吉田首相の対外政策を激しく批判しながら、自衛軍の成立と憲法改正を積極的に唱えていた。しかし、野党議員としての中曽根は、政策の策定に対して直接に関与することができなかった。1954年12月10日、日本民主党鳩山一郎内閣の発足によって、中曽根は、6年2か月間の野党時代を終えた。防衛長官になる前に、彼は鳩山、石橋、岸、池田並びに佐藤内閣を経た上で、第二次岸内閣の科学技術庁長官、原子力委員長及び佐藤内閣の運輸大臣を歴任した。

本稿は、日本安全保障政策の転換のために、憲法改正、原子力の平和利用、宇宙開発並びに沖縄問題について、与党議員及び国務大臣としての中曽根は、どのような主張を唱えていたのか、どのように関与していたのかについて、その具体的な過程を明らかにする上で、彼の主張の変化及び彼の役割を評価するものである。なお、本稿は中曽根康弘に関する研究の空白を埋めることを目的するものである。

一 憲法改正について

中曽根は、野党時代から憲法改正を呼び掛けていた。彼は、与党議員になってから、防衛長官になる前に、国会で公式に憲法改正すべきとの発言を行わなかったが、国会以外の場では、憲法改正の議論を積極的に関与した。当時の憲法改正論が盛り上がった背景としては、鳩山首相の現行憲法反対の発言があった。

1 鳩山首相の改憲論の経緯 1956年1月22日に、国会演説で鳩山首相は、公式に「憲法改正と行政機構の改革を施政の目標として掲げ、この二つの目標こそ、心から日本の独立を希う為政者としては、終戦十年の今日、何よりも先に考えなければならない当然の責任である」⁽¹⁾ 旨を述べ、同時に、鳩山首相は、内閣で憲法調査委員会を設置する意向も示し、吉田政権と全く違う姿勢であった。鳩山首相が憲法改正を主張する理由は、それが占領下で押し付けられた憲法であり、マッカーサー憲法であるという彼の表現から窺われる。この点を鳩山と中曽根は共に、野党時代から批判してきており、二人は、憲法改正について野党時代から同じ考えを有していたのである。

しかし、2月2日の国会で鳩山首相は、憲法改正について社会党の永井純一郎に質問されて批判されたところ、鳩山首相は、「現行憲法がある限り尊重をし、これを擁護する義務のあることは当然であり、これと憲法改正についての意見を論議するのとは別である」⁽²⁾ という曖昧な答弁をし、立場が以前より後退している。

次いで、6月5日に、鳩山首相は、「全国支部連合会長会議で憲法改正のため、三分の二以上の議席で占めなければならない」⁽³⁾ と演説した。6月11日、鳩山内閣は、憲法調査会法に基づいて「憲法調査会」⁽⁴⁾ を設けて内閣の審議機関としても活動を始めた。自民党内部でも憲法調査会を設けた。

(1) 第24回国会本会議録、昭和三十一年一月三十日。

(2) 第24回国会本会議録、昭和三十一年二月二日。

(3) 朝日新聞、1956年6月6日。

鳩山首相は、6月23日に、札幌市で行われた自民党大会で演説し、「内政問題では、自衛のための憲法改正の必要」⁽⁵⁾を明確に説いた。自民党・政府の態度に対して、社会党は、「保守政党が天皇を元首とするということは、単なる言葉を変えるだけではなく、これは第九条の改正と相まって、日本軍隊の精神的なより所としたいためであろう、天皇陛下万歳と叫んで戦死する人間を作りたいためではないか」⁽⁶⁾と厳しく批判した。

結局、自民党は7月の参議院選挙で憲法改正発議の必要な三分の二の議席をとれなかったため、少なくとも、向こう3年間は改正を断念せざるを得ないこととなった。党内でも、憲法改正の姿勢を再び検討することとなった。中曽根は、自民党の副幹事長として憲法調査会で積極的な言動を行った。

2 憲法調査会⁽⁷⁾での中曽根の改憲活動 中曽根の最初の憲法改正を推進する場としては、有識者と改憲派の議員らが協力して作った団体である憲法調査会があった。1955年9月、中曽根は、自身が執筆した「自主憲法の基本性格—憲法擁護論の誤りを衝く」という文書を憲法調査会で刊行した。この文書では、日本国憲法は、GHQ 司令部の指示によって押し付けられたものであるから反対の態度を示した。

中曽根は、1956年4月13日に東京宝塚劇場で行われた自主憲法制定会に参加した際に、自らが作詞した「憲法改正の歌」を発表し、憲法改正の意志を訴えた。その歌詞を見ると、彼は、憲法が押し付けられた点や、時代に遅れる点、並びに第九条に不満を持っていた一方で、憲法の「象徴天皇制、民

(4) 憲法調査会とは日本国憲法の検討と関係諸問題の調査審議を任務として内閣に設置された審議機関。憲法調査会法により設けられ、委員50人(国会議員30、学識経験者20)以内と定められたが、日本社会党は参加を拒否し、また学識経験者委員の大半は改憲論者が任命された。満7年の審議の末、1964年内閣と内閣を通して国会に膨大な量の調査結果を報告した後、1965年に法律で廃止された。

(5) 朝日新聞、1956年6月24日。

(6) 朝日新聞、1956年5月4日。

(7) ここでの憲法調査会は、民間団体、自民党所属と内閣所属によるそれぞれ三つがある。

主義、自由主義、国際協力及び平和主義を認めて尊重していた」⁽⁸⁾のである。

また、1956年4月28日、自民党憲法調査会は、憲法改正の基本態度と問題点をまとめて発表した。その基本的態度は、「現行憲法の民主主義、平和主義及び基本的人権の尊重などの原則を堅持し……世界の平和、人類文化の向上に貢献するため、新憲法をもって、日本の将来の進路を示そう」⁽⁹⁾と表している。この態度に対して、鳩山首相の2月の答弁は、中曽根の考えに近いものである。そこでは11の問題点が指摘され、特に、問題2と3に挙げられた天皇と九条の規定が注目された。問題2は、天皇を国の代表として要求する趣旨であり、問題3は、「戦争放棄－平和主義を堅持し、国際協調主義を推進するにある。第九条一項で自衛戦争を明文で規定すること及び、第二項には、自衛のため最小限度軍備は持ちえること」⁽¹⁰⁾を要求するのである。そして、1956年7月の参議院選挙を控えて憲法改正をめぐる、与野党は激しい対立状態となった。1957年5月20日、中曽根は岸内閣の憲法調査会の委員に選ばれた。

1957年12月1日から5日にかけて、内閣憲法調査会は、神田学士会館で第七回総会を開き、第九条をめぐる議論した。芦田均は、当時の憲法制定の内幕を説明した上で、「九条二項は、条件付きなら、軍備は持てると解釈すべき」と述べた。会議中、中曽根は、質問の際に、南原博士の話を採用して、「憲法改正の手続きが問題であり、国民が自らの意志で作ったものではない憲法は、国民の恥だ」⁽¹¹⁾と憲法を批判した。

次に、1964年1月8日に、中曽根は「自民党三十九年度運動方針」の起草委員長として、池田首相に、党大会で運動方針草案の結果を報告した。草案中の憲法改正に関する一部が修正されたことは、首相の了承を得た。その「委

(8) 中曽根康弘『日本の総理学』PHP研究所、2004年、p74-75。

(9) 朝日新聞、1956年4月29日。

(10) 同上。

(11) 朝日新聞、1957年12月6日。

員会草案のうち、憲法改正問題は、7日の閣議及び自民党総務会であまりに改憲の方向を強く示しすぎており、党の運動方針として揚げるのは、不適當であるため、党内で協調して修正した⁽¹²⁾。その修正された内容は、「適当な時期に国会に憲法調査機関を設置すべき」とある字句の前に「各党各派の協力の下に」との言葉を添え、「今年こそ憲法改正の積極的な国民運動を展開すべきだ」という内容を「国民に憲法改正の啓蒙普及のため、積極的な運動を展開すべきである」と改めた。

2月28日に、内閣憲法調査会改憲派の全委員は、連名した「憲法制定の経過に関する小委員会報告書の結論に対する共同意見書」を同委員会に提出した。中曽根を中心として作成した「共同意見書」の結論は、依然として「日本国憲法は、実質は日本国民の自由な意思で制定された憲法と認めることはできない⁽¹³⁾」との旨を主張していた。これにより、憲法制定の経過に関する小委員会内部でも、改正の問題点について完全に一致をみることができなかったため、改憲派は、別に「共同意見書」を提出することとなった。

最終的に、内閣憲法調査会は、1964年7月3日に、内閣及び国会に膨大な量の調査結果を報告した。その「憲法改正調査報告書」では、改正論と改正不要論との対立も続いており、意見の対立は、「①日本の憲法はいかなる憲法であるべきか、②日本国憲法の制定経過をいかに評価すべきか、③日本国憲法の解釈・運用をいかに見るべきか⁽¹⁴⁾」をめぐって、各自の主張そのままを述べるものであった。改憲派の基本的主張は、「①前文は、日本の憲法にふさわしくなくて、全面的に改めるべきである。②天皇について、現行憲法の定めている天皇制の基本的在り方は、維持すべきものである。天皇を『元首』と明記することが必要ではないが、天皇の権能の上で、天皇が元首たる地位にあることを明確にすべきである。③戦争の放棄について、平和主義の理念

(12) 朝日新聞、1964年1月8日。

(13) 朝日新聞、1964年2月29日。

(14) 憲法調査会事務局『憲法調査会報告書の概要』大蔵省印刷局、1964年、p79-100。

を維持し、九条二項は、現実的ではなく、改正すべき、自衛軍の保持を明記する必要がある⁽¹⁵⁾』というものであったが、そのほかの多くの点にも言及した。

ここで、世論調査を確認しておこう。1957年に内閣憲法調査会が成立してから、63年まで数回の世論調査が行われた。憲法改正への態度と九条改正による軍備の保有に対して、賛成と反対との比率は、どちらも低い状態であり、立場が不明、或は、考えていない者が多数を占めているのであった。少なくとも、憲法改正と軍備保有との国民的意識は非常に薄いことが判る。

憲法改正・軍備保有に関する世論調査

刊行日付	57年2月16日	57年9月28日	62年8月17日	63年2月1日
実施者	内閣官房調査室	内閣官房調査室	朝日新聞	内閣広報室
憲法改正	賛成 29%	賛成 28%	賛成 27%	賛成 20%
	反対 26%	反対 19%	反対 38%	反対 10%
九条改正 軍備保有	賛成 33%	賛成 31%	賛成 16%	賛成 28%
	反対 42%	反対 42%	反対 10%	反対 32%

(朝日新聞の報道により、筆者が整理して作成)

以上の経緯から見れば、長い間に、与党・政府内部であれ、野党及び国民世論であれ、まだ改憲に賛成の意識は多数派ではなかったから、中曽根がいくら改憲論を唱えても、実現する見込みのない時期であったといえよう。

二 原子力政策と非核三原則について

敗戦後、日本では、「連合軍最高司令官総司令部指令第三号」の第八項⁽¹⁶⁾によって、原子力に関する研究が全面的に禁止された。しかし1952年4月に

(15) 同上、p202-205。

(16) 連合軍最高司令官総司令部指令第三号第八項、「日本帝国政府はウランからウラン235を大量分離することを目的とする、また他のいかなる不安定元素についてもその大量分離を目的とする、一切の研究開発作業を禁止すべきである」。

サンフランシスコ講和条約が発効したため、日本の原子力研究は解禁されることとなった。1959 年 6 月、中曽根は、初めて岸内閣の科学技術庁長官として入閣した。中曽根は、主に原子力技術と宇宙開発技術に力を置いて積極的に取り組んでいた。中曽根は、日本の原子力の平和利用に対してどのような意識を有したのか、彼は、どのように活躍したのか。そして、日本の原子力政策と非核三原則の間には、いかなる関係があるのかについて、ここで検討していく。

1 原子力技術への関心の由来 なぜ、中曽根は原子力問題に関心をもっていたのか。そこには二つの理由がある。一つは、彼が、地質学者である妻の父親の小林義一から、ウラニウムの日本埋蔵の可能性や、アメリカ、ドイツでの原爆製造のこと、核分裂理論などに関する話を聞き、その影響を受けていた。もう一つは、1945 年 8 月、敗戦直前に、中曽根は高松で広島原爆による大きな白雲を見たことをきっかけに、原子力に関心を抱きつつ、国としての長期的展望に立った国策を確立したいと考えたからである。

中曽根が原子力科学に関する研究に初めて言及した記述は、前述の 1951 年、ダレス特使に提出した「要望する事項」の中にあつた。中曽根は、「原子科学も含めて科学研究の自由と民間航空の復活を日本に許されたいこと」⁽¹⁷⁾ をダレス特使に要請し、「二十世紀の最大の発見の平和利用を講和条約で禁止されたら、日本は永遠に四等国に甘んじなければならない」⁽¹⁸⁾ との旨を示した。彼は、原子力の利用が国際社会における日本の政治的平等な地位の回復と国の尊厳につながっているという強い政治的立場を表明した。

中曽根は、1953 年訪米を契機として、バークレーローレンス研究所に立ち寄り、そこで勤務していた理化学研究所の嵯峨根遼吉博士と懇談を行った。中曽根は、「日本の原子力平和利用研究をどう進めるべきか嵯峨根に助言を求めた。嵯峨根は①まず、長期的国策を確立すること、②法律と予算をもって

(17) 中曽根康弘「ダレス特使に要望する事項」、『日本の主張』経済往来社、1954 年、p318。

(18) 中曽根康弘『中曽根康弘回顧録—政治と人生』講談社、1992 年、p165。

国家の意思を明確にし、安定的研究を保証すること、③このような方法で第一級の学者を集めること」⁽¹⁹⁾ という三点を回答した。後に、彼は、この助言を自分の主張⁽²⁰⁾ として、『青年の理想』に採り入れた。これ以降、中曽根は、原子力平和利用への関与を具体的に方策する段階へ入った。

原子力の平和利用の理由について、中曽根は「アイソトープの平和的利用は、各種の産業或は技術に画期的革命をもたらすかもしれない。この原子力の平和利用こそ、過剰人口と耕地の過少に悩む日本の政治家が真剣に注目しなければならない分野である」⁽²¹⁾ と考えていた。しかし、それが兵器製造になると主張する左翼学者からの圧力があり、そして、1954年3月の「第5福竜丸事件」のため、静岡県議会をはじめ、各地方議会も原水爆実験反対を決議したことにより、与野党や、マスコミでも対立していた状態であった。

2 中曽根の取り組み 1954年3月、当時改進黨に所属していた中曽根康弘と川崎秀二、自由党の稲葉修、前田正男、齋藤憲三らは、原子力研究開発予算の共同修正案を国会に提出した。しかし、予算は自由党が作ったが、改進黨の賛成がないと成立できない情勢下であったため、予算審議が成立する直前に、中曽根らは、突如修正案を出して予算が採決され、日本の原子力利用の門が開かれたこととなった。しかし、翌日から、マスコミは、一斉に予算案を批判した。同年5月の閣議によって、「内閣の諮問機関として『原子力平和利用準備委員会』が設置され、原子力予算の使い道を検討し、小型原子炉の建設と放射能障害の研究の二項目を原子力平和利用への目標として設定する」⁽²²⁾ する運びとなった。

(19) 同上、p167。

(20) 中曽根康弘「原子力の平和的利用」『青年の理想』経済往来社、1954年、p147。

(21) 同上。ウラントニウム原子破壊によって生まれるものが三つある。一は爆発力(爆弾に利用)、二は高熱(動力に利用、潜水艦や発電所)、三はアイソトープ(農業と他の産業)。

(22) 日本原子力産業会議編『原子力のあゆみ』日本原子力産業会議、2000年。

原子力三法の制定についても、中曽根は尽力した。1955 年 8 月に、国連第一回原子力平和利用国際会議がジュネーブで開かれ、日本側は「駒形作次博士をトップに代表団を派遣し、中曽根康弘、前田正男、志村茂治、松前重義が顧問として一緒に行ったのである」⁽²³⁾ 代表団は、その後、フランス、イギリス、アメリカ、カナダの施設を見て回り、日本の原子力立法をどのようにすべきかよく相談し、原子力基本法案の問題点を検討した。問題は、どこまで平和利用できるか、軍事分野の利用も可能であるか、という点にあった。例えば、「軍事用の潜水艦に使ってもいいという解釈を残しておいたわけです。この一般利用普通化の原則は、その宇宙開発にも平和利用の原則に援用されて、自衛隊の衛星利用となる」⁽²⁴⁾ と考えられていた。

代表団は、帰国後、9 月に、超党派の声明を発表して、日本の原子力研究開発体制の整備が急務であることを呼び掛けた。「ジュネーブの国際会議と相まって、日本の原子力研究開発熱を一気に上昇させた。国内で多大な反響になった。その後、四党の合意により、衆参両院議員の超党派の協議体として原子力合同委員会を組織し、一連の原子力法体系をとりまとめることになった」⁽²⁵⁾。

次いで、中曽根は、日本も原子力利用の権利を有すべきであるとの理由から、鳩山首相に手紙を書いて進言した。彼は、「国際政治の軸が文明的共存に移り、原子炉を有するや否や、即ち原子力の発達度合が国際的地位の象徴となってきたことが今度の会議ではっきりした……日本が国際的地位を回復するには、中立的である、この科学の発達に割り込むのが最も他国を刺激せずして早い道である……日本が将来原子力国際機関の理事国にでもなれば、国際的地位回復の重要な足掛かりとなる。そのために、地道に一步一步、割

(23) 中曽根康弘『中曽根康弘回顧録—政治と人生』講談社、1992 年、p169 と『天地有情—五十年の戦後政治を語る』文芸春秋、1996 年、p169。

(24) 中曽根康弘『中曽根康弘回顧録—政治と人生』前掲書、p171。

(25) 同上、p169。

り込みの努力を堆積しなければならない」⁽²⁶⁾と考えていた。そして、9月18日、中曽根と自由党の前田正男、左社の志村茂治、右社の松前重義らは、共に署名した「原子力の平和利用を考えるために、国際機関を設立すべきである」⁽²⁷⁾という手紙をニューヨーク・タイムズ紙に送り、日本の参加によって人類の福祉に貢献する意志を訴えた。

1955年12月13日に、第23回国会科学技術振興対策特別委員会で『原子力基本法』が、中曽根を中心として作成され、自民党と社会党の共同提案で成立した。提案の理由と概要について、中曽根は、以下のように説明していた。

中曽根は、先ず各国の原子力発展・利用状況を説明した上で、その特徴を次のようにまとめていた。「各国の共通の特色は、この原子力というものを全国的規模において、超党派的な性格の下に、政争の圏外に置いて、計画的に持続的にこれを進めている」⁽²⁸⁾という。そして、世界の原子力利用について、世界の大半は核融合反応の利用まで進んでいるという認識を踏まえて、六つの提案理由を述べた。「①まず国策の基本を確立することが第一であります。②超党派性をもってこの政策を運用して、政争の圏外に置くということであります。③長期的計画性をもって、しかも日本の個性を生かしたやり方という考え方があります。④原子力の一番中心の問題は金でもなければ機構でもない。⑤国際性を豊かに盛るということあります。⑥広島と長崎の悲劇による国民の誤解を、我々は辛抱強く解くという努力をする必要があると思う」⁽²⁹⁾とする。原子力政策の目的については、「この目的はエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」⁽³⁰⁾と説明した。同時に、彼は、岡良一議員

(26) 中曽根康弘「鳩山首相への手紙」、『中曽根康弘回顧録—政治と人生』講談社、1992年、p171-173。

(27) 朝日新聞、1955年9月18日。

(28) 第23回国会科学技術振興対策特別委員会第4号 昭和三十年十二月十三日会議録。

(29) 同上、また、同26、「鳩山首相への手紙」、前掲書、p172-173。

の質問に答える際に、原子力の利用の非軍事的目的を明確に示した。「原子力の国策というものは、あくまで平和のために行うという厳然たる原則がある…我々が自主的に行う研究がかりそめにも軍事部面に及んではならぬ、そういうことを規定している。従って、日米濃縮ウラニウム協定にも、非軍事的利用というタイトルすらつけている」⁽³¹⁾ のである。

同日、中曾根の努力で自民・社会の両党が協力して、「原子力基本法」、「原子力委員会設置法」、「原子力局設置法」の原子力三法案が可決され、政府も「原子力平和利用準備委員会」を撤廃し、「原子力委員会」を設けた。

また、1959 年 6 月 18 日に、中曾根は岸内閣において国務大臣及び科学技術庁長官に任命されると同時に原子力委員会委員長となった。彼が就任してから、早々に計画の見直しが検討され、1961 年 2 月に「新・長期計画」が発表された。「『新・長期計画』は前期 10 年、後期 10 年の 20 年計画であり、最初の 10 年は、商用原発の発電規模を 3 基 100 万 kW、後の 10 年で、火力の 30% 程度 (650 ~ 850 万 kW) を目標と設定し、当時造船大国であった日本の状況を考慮して、新たに巨大原子力船の開発建造が盛り込まれていた」⁽³²⁾

この「新・長期計画」は、それ以降の日本の原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱の基礎となったといえる。中曾根も日本の原子力利用政策の形成において、初代原子力委員長であった正力松太郎と共に先駆的な人物と評価され、重要な役割を果たしたのである。

中曾根から見れば、欧米各国は、原子力を、発電用だけでなく、農業、工業の改革や医学研究にも利用し始めているのである。そもそも、彼にとっても原子力の平和利用は、政治的立場をもって国際社会における日本の平等な地位と尊厳につながっており、単純なエネルギーとされるものでない。他方、原子炉の有無が果たして真に国際的地位の象徴となるかが疑問になり、1960

(30) 第 23 回国会科学技術振興対策特別委員会第 4 号会議録 昭和三十年十二月十三日。

(31) 第 23 回国会科学技術振興対策特別委員会第 4 号会議録 昭和三十年十二月十三日。

(32) 日本原子力産業会議編『原子力のあゆみ』日本原子力産業会議、2000 年。

年代の初期、核兵器の有無は、一国の国際的地位に直接影響を与えるほどの問題であったから、日本の核武装の可能性も大きな争点となった。

3 非核三原則 佐藤内閣にとって、沖縄返還問題は重大な課題として取り扱われる一方で、沖縄基地における米軍の核兵器と日本の核武装問題も国内政治で議論の焦点となった。同時に、1963年に、国連で核拡散防止条約が採決されたから、日本は、核兵器について、どのような態度をもつのかも注目された。このような背景の下で、1967年10月4日から26日にかけて、中曽根は、西欧六国とソ連を訪問した。その目的は、日欧関係と各国事情の全般的視察であったが、特に、西ドイツの核拡散防止条約への批准に対して、帰国後、自分の見解を示した。記者会見で中曽根は「平和利用、条約の期限などについて、非核保有国の立場をあくまで貫こうとしている」⁽³³⁾と述べた。また、日本の原子力発電に対して、中曽根は、「西ドイツと同じく原子力発電だけに核を使うべきとして、平和利用に限定した濃縮ウランの生産は、わが国が工業国としてさらに発展する上で不可欠のことだ。このため各党間で協定を結び、濃縮ウランの生産に踏み切るべきだと考える」⁽³⁴⁾と述べた。日本の原子力の平和的利用権に対する中曽根の態度はここでも変わっていない。

その一方、核武装への態度について、佐藤首相の当初の主張は、「非核二原則」であったが、その後、中曽根の考え——「持ち込まず」も採用した。なぜ、中曽根は三原則を主張したのか、日本の原子力政策と「非核三原則」は、関係があるのか。以下で検討していく。

また、1967年11月、中曽根は、佐藤内閣の改造によって運輸相に就任し、内閣を批判する態度を一変し、沖縄返還に対して協力的な態度を示した。ここで、沖縄返還に緊密に絡んでいた米軍の核兵器の持ち込み問題が大きな争点となった。野党は、国会で沖縄に配備されていた米軍の核兵器を追及した

(33) 服部龍二『中曽根康弘一大統領的主張の軌跡』中公新書、2015年、p107。

(34) 同上、p108。

ため、佐藤首相は、中曽根の進言を受け、1968年1月26日の国会演説で核兵器の「保有せず、その持ち込みも許さない決意」を示した。なぜ、二原則ではなく、「持ち込ませず」を盛り込むようになったのか。中曽根の話によれば、「佐藤総理が核の問題について二原則を言ったけれども不十分で、完璧なのは三原則だ……特に国会の所信表明で言う場合には、中途半端なやり方ではなくして、三原則で堂々とやったほうがいい」⁽³⁵⁾と力説したとのことである。その具体的な内容には、核兵器の地上配備だけでなく、核搭載艦艇の寄港を禁止することも含まれていた。

しかし、1968年9月に、アメリカ国務省が日本側の核兵器撤去の提案を受け入れなかったため、日米間は、バック・チャンネルで再び交渉を開始した。1969年11月の日米首脳会談で日本側が譲歩し、佐藤首相は、「非核三原則、航空自衛隊並びに海上自衛隊を中心に自衛力を強化する方針をも説明して、沖縄返還後、例外的な状況において、核兵器の核持ち込みを認める『合意議事録』」⁽³⁶⁾に署名した。佐藤首相は、単独で密約に署名し、自らが責任を取る形で終わらせたのである。

なぜ中曽根は、「持ち込まず」を主張するのか。そこには、二つの考えがある。「一つは、日本国民向けのメッセージであった同時に、アメリカなど他国向けのメッセージでもあった……即ち、政府として、アメリカに対する日本の自主性を政治的なジェスチャーとして世界、アメリカ、日本国内に示す」⁽³⁷⁾ためである。言い換えれば、中曽根の考えは、佐藤首相の沖縄返還政策に協力するために、国内政治上の理由に基づく政治的な方策であった。その反面、「非核三原則に半ば矛盾する密約の決断は、それが表に出て野党や党内の他派閥政治家に使われれば、佐藤の政治生命にかかわることは、必至だった」⁽³⁸⁾と指摘された。つまり、非核三原則の「持ち込まず」は、国内政治と対米関

(35) 中曽根康弘『中曽根康弘が語る戦後日本外交』新潮社、2012年、p179。

(36) 中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』有斐閣、2013年、p265-269。

(37) 中曽根康弘『中曽根康弘が語る戦後日本外交』新潮社、2012年、p179-180。

係と共に、佐藤を苦境に追い遣る結果になったといえる。事実、米軍艦艇の寄港、入港、領海通過等は、日本側も検証できないことを中曽根は認めていた。

もう一つは、安全保障上、日本はアメリカに依存することになっているから、自主防衛という面から、「自分も躊躇する気持ちがあったが、現実の国際情勢とアジア諸国の反応を考慮すると、日本が自重して、非核三原則という謙虚な態度で出るほうが外交的にも有利になる。だから、犠牲はあえて受けながらもやったほうがよかった」⁽³⁹⁾ というものである。しかし、彼の考えは、周辺諸国への外交にとっては有利になるかもしれないが、対米外交は、アメリカの反対によって逆効果を生んだのであった。

実際に、中曽根は政治家として国益から自らの主張を唱えていた反面、「非核三原則が現実と矛盾することを十分に知っていた……核をめぐる国民との距離感を埋めるために、中曽根が打開策を模索した形跡は見られない」⁽⁴⁰⁾ と指摘された。

そして、「持ち込まず」を公式に打出したのは、中曽根ではなく、岸信介であった。1957年5月14日夜、岸首相は外務省記者クラブで核兵器の問題について言及した。岸は、「原水爆のような大量殺傷兵器……政府としてもこれを保有する考えはない。米国の原子力部隊駐留の申出があれば断るし、原子弾頭を持ち込むことも今は考えていない」⁽⁴¹⁾ と述べた。中曽根は、岸の考えをそのまま受け続けたのである。次の池田内閣もそれを継承した。

なお、中曽根は、日本の原子力政策を国際政治において平等的地位を追求する手段とし、軍事利用は排除したので、その原子力政策と「非核三原則」には、直接的な関係がないと推測できる。

(38) 中島琢磨「佐藤栄作—ナショナル・プライドと外交選択」、増田弘編『戦後日本首相の外交思想』ミネル書房、2016年、p194-195。

(39) 同上、p182-183。

(40) 服部龍二、『中曽根康弘—大統領的主張の軌跡』中公新書、2015年、p112。

三 宇宙科学技術開発政策について

科学技術庁長官として、中曽根は原子力の平和利用のほか、日本の宇宙科学技術開発にも注目した。そのきっかけとなったのは、1957 年、ソ連が人工衛星の発射により、外交に影響を与え、科学技術を振りかざす外交戦略上の優位を勝ち得たからである。その脅威に対抗するために、アメリカのアイゼンハワー大統領は、11 月 7 日の夜、「国家安全保障のための科学」という演説を行った。アイゼンハワー大統領は、「人工衛星自体は、米国の安全に対して直接影響を与えるものではない、しかし、私は、屢々述べたように、人工衛星の打ち上げは軍事的役割がある」⁽⁴²⁾と説いた。米ソ間では、ロケットや大陸間ミサイル、人工衛星等の宇宙科学技術をめぐって互いに競い合う情勢となった。

宇宙科学技術開発について中曽根が初めて公式に言及したのは、1959 年 8 月 11 日、第 32 回国会科学技術振興対策特別委員会のことであった。岡良一議員が、十年後における日本の科学技術振興基本政策の目標について質問したところ、中曽根は、「第三番目は、原子力や宇宙科学技術や電子技術等、開拓を要求せられる分野の開発と、特に重要研究の促進をはかる」と答弁した。

また、同年 9 月 11 日に、中曽根は、国会で科学技術庁の予算について再び岡議員の質問に答える際に、「宇宙科学技術という問題を提起する根本の考えは、最近各国が宇宙方面に対する開発に非常に馬力を入れており、それで、ぼやぼやしておると、この方面に対する日本の国際的発言権もなくなり、例えば、ある方面の情報によりますと、ローマのオリンピック大会、遅くとも東京オリンピック大会までには人工衛星をあげて、テレビの世界中継をねらっておる向きもある……これは世界的な独占権を生むということになり、国内でテレビのワン・チャンネルを取るのに血眼になっておるという状態で

(41) 岸信介『岸信介回顧録—保守合同と安保改定』廣濟堂出版、1983 年、p310。

(42) 朝日新聞、1957 年 11 月 9 日。

ありますが、それが世界的にもっと拡大されて出てくるほどの重大な問題である」⁽⁴³⁾と説明した。

日本で最初の宇宙活動は、1955年8月6日に、東大生産技術研究所の糸川英夫教授が秋田県海岸で実験ロケットを発射した出来事である。続いて、糸川教授らは、8日に、ペンシル型のロケット実験を行った後、「(昭和)33年度には、宇宙観察のために、新たに200キロの高空まで上昇可能の超大型観察ロケットを制作するように発表し、32年度から、33年度にかける『国際地球観察年』には、米国の人工衛星のほか、英国の200キロ上空まで飛ぶ観察ロケットを飛ばすはずだが……我々も、これに対抗するロケットを制作した……予算を何とかしてもらって日本のために、気を吐きたい」⁽⁴⁴⁾と発言している。その後にもベビーS型のロケット実験が行われた。

それから二年後、糸川教授は、東京天文台長の宮地政司と共に参考人として、1957年11月9日の科学技術振興特別委員会に出席し、人工衛星とロケット及びこれに関連する技術について詳しく報告し、質問に回答した。中曽根は委員会の理事として「日本の技術のどこに今欠陥があるのか」を糸川教授に直接質問した。糸川教授は、「日本が存在している研究体制自体の問題」⁽⁴⁵⁾について説明した上で、「国立のロケット研究所を作るべきだ」と提言した。これが、中曽根の宇宙科学技術開発政策の形成に直接の影響を与えた。

また、1959年12月9日に、中曽根は、国会で昭和三十五年度科学振興対策について答申し、具体的な意見を出した。中曽根の答申は、次のような過程を経て答申案を結実させた。まず、杉野日北大学長を団長とする海外調査

(43) 第32回国会科学技術振興対策特別委員会第5号会議録、昭和三十四年九月十一日。

(44) 朝日新聞、1955年8月9日。

(45) 第27回国会科学技術振興対策特別委員会議録、昭和三十二年十一月九日。糸川の話により、日本のロケット研究はいろんな会社から人が集まり、臨時的な編成であるから、地球観察年が済むと、それぞれの職場に帰って、その年からゼロになるという問題である。

団を通じて、日本の国情と類似しているヨーロッパ諸国の実情をつぶさに調査し、また、各省の関係部局と協調し、日本学術会議との連絡部会も開き、学術会議方面の意見も徴した結果、答申案を作成することとなった。1960年度の具体的な方策として、四つの大きな柱を確立された。「第一は、基礎的科学技術の振興。第二は、科学技術者の養成と処遇改善、第三は、民間における科学技術活動の育成。第四は、特別指定研究等の推進である」⁽⁴⁶⁾。そして、四つの対策を推進するために、彼は、宇宙開発技術研究の所要経費（総額七十五億六千三百万円）を要求した。これは、以前の経費より、格段に膨大な額である。

中曽根の答弁を見ると、彼の発言の裏には、宇宙科学技術による国際政治への影響力に留意した上で、一国務長官として科学技術振興の名の下に、予算をできるだけ多く獲得せんとする意図が窺える。

四 沖縄返還について

沖縄返還について、中曽根はどのような考えを有していたのか、また、彼がどのような役割を果たしたのか。ここで検討するとしよう。

野党時代の中曽根は、建前上、米軍の撤退と基地の縮小を要求していた。1949年の国会発言と1951年にダレス大使への「要望事項」で沖縄を含む領土の返還を形式的には要求した。そして、1952年の改進黨の結党宣言においても、千島、沖縄等の早期返還が盛り込まれたが、沖縄返還についての具体的な考えはなかったといえる。

中曽根の初めての沖縄訪問は、1958年7月24日のことであった。自民党の桜内義雄衆院外務委員長と共に、琉球政府の太田政作副主席らと会談し、沖縄に対する日本政府の援助について懇談したほか、バージャー民生官やブース米高等弁務官らとも会談し、米軍基地を視察した。会談の目的は、非

(46) 第33回国会科学技術振興対策特別委員会第7号 昭和三十四年十二月九日。

公式な形で沖縄の経済援助について来年度予算に計上する準備を進めることであった。会談で「中曽根と桜内と共に、沖縄問題は今まで反米分子のために利用され、現在を見て決して反米的空気がみなぎっているものでないことが分かった。問題は日・米・沖縄三者協調のうち、解決していくべきものである」⁽⁴⁷⁾と語られた。

沖縄から戻り次第、中曽根は、7月30日の国会で岸首相に自らの提案を提出した。彼は、沖縄問題を日本の民族主義の重大問題と捉え、沖縄に対する経済協力と財政援助について日米両政府の協力を要求した。その具体的な方策として彼は、「①内閣で沖縄問題審議会を作って沖縄人への苦情処理の窓口とし、彼らに安心を与える。②政治指導者は、見舞を兼ねて沖縄に行くことは非常に大事なことである」⁽⁴⁸⁾と提案した。それに対して、岸首相は、理解と同情を示した上で、施政権の返還については、当時の日本の考えとアメリカの考えとが一致しなかったことを説明し、中曽根の提案に対して検討の意向だけを表した。

従って、中曽根の最初の沖縄返還に関する主張は、ナショナリズムの立場から、経済援助だけに注目するものであった。それから66年までの長い間に、中曽根は、沖縄問題に関する言動がなかった。

佐藤政権は、発足して以来、沖縄復帰を重要な外交課題とした。1965年8月19日から20日にかけて、佐藤首相は、初めて沖縄を訪問した。佐藤首相は、那覇空港での演説で「祖国復帰が実現しない限り、戦後が終ってないこと」⁽⁴⁹⁾を説き、また、極東における平和と安定のために、沖縄の重要な役割を認識した上で、日本の安全保障面から、佐藤は、「沖縄の安全がなければ、日本本土の安全はなく、また、日本本土の安全がなければ、沖縄の安全もないことを確信している」と述べた。その後、ワトソン高等弁務官と会談する際に、

(47) 朝日新聞、1958年7月26日。

(48) 第29回国会外務委員会第10号、昭和三十三年七月三十日。

(49) 朝日新聞、1965年8月19日。

佐藤首相は、「沖縄における長期経済開発と援助の方針をワトソンに提案し、復帰の願いと米国の理解を要請し、一日も早く日本本土並みの民生状態を実現することを自分は決意している」⁽⁵⁰⁾と伝えた。佐藤首相は、公式に「本土並み」の方針を打ち出たが、返還の方法についてまだ触れてなかった。

沖縄の返還方式について、1966年3月、中曽根は、初めて「八重山諸島を先に返還する島別返還の構想を論じていた。しかも、この構想に対して外務省は、沖縄住民の反発とアメリカンの施政権の固定化を憂慮して反対した」⁽⁵¹⁾とされる。また、1966年5月に、中曽根は、ラシャワー米駐日大使と会談し、「ラシャワーから沖縄の現状長くは続かず全面返還で行くべきであるという示唆を得ている。中曽根は、5月13日付の書簡でこの会談の内容を認め、密かに佐藤に報告した」⁽⁵²⁾。

実は、中曽根の分離返還の主張は、基地問題という難題を避けるためであり、これに対して、66年8月19日に、総理府の清森総務長は、「教育権のみの日本への返還を検討してから、沖縄を訪問し、ワトソン高等弁務官に求めた」。そして、「外務省の安川北米局長は、基地の分離返還論を佐藤首相に提言したが、枝村北米課長は反対し、施政権の全面返還」⁽⁵³⁾を主張した。

沖縄返還は国内政治の焦点として与野党の間は、活発に議論していた。野党間には、沖縄返還について、「施政権の全面返還と核基地の撤去」という二つの点を完全に共通して政府に強く要求した」⁽⁵⁴⁾。与党・政府内部も返還の具体的な方針については固まっていなかった。

1967年9月5日、自民党の反主流となった中曽根は、沖縄問題について、佐藤首相の訪米直前に、事務所の記者会見で「佐藤首相は訪米際に、ジョン

(50) 朝日新聞、1965年8月19日。

(51) 中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』有斐閣、2013年、p44。

(52) 同上。

(53) 同上。

(54) 朝日新聞、1967年9月6日。

ソン大統領との間に、昭和四十五年まで全施政権を返還させる約束を取付けてくるべきだ⁽⁵⁵⁾ という独自の見解を公表した。中曽根の見解の要旨は、①国民の支持と野党との考えとの相違を認めること、②返還の方法、内容として核基地を撤去して完全に本土並みの地位にすること、にあった。即ち、彼の主張は、正式に「分離返還論」を改め、「核抜き、本土並み」となった。中曽根の見解は民社党の見解とほぼ一致し、そして、沖縄返還について党内外の相違への尊重を首相に呼び掛けると見られる。

1967年11月に、佐藤内閣の改造により、中曽根が運輸相に選ばれた一つの原因は、沖縄返還のために、佐藤首相が訪米直前に彼を要請したからである。中曽根は、佐藤の要請を受けて、再び「一括返還、本土並みと核の持ち込まず」⁽⁵⁶⁾ を佐藤首相に進言した。この時期までに、沖縄問題について中曽根の「一括返還、核抜きと本土並み」という考えが形成された。しかも、この主張は、ただ安全保障面からの考慮ではなく、党内部での一致団結と野党並びに世論の反発を抑えるために、政治的な考慮から生まれたものである。

また、1967年12月13日、国会予算委員会で沖縄返還、基地と核の問題などについて、中曽根は麻生良方の質問に答えた。中曽根は、「かつて大体普通であるならば内地並み返還というものが最も望ましい……しかし、これは安全保障の問題と他の問題も絡んでくるので……沖縄国民の願望をいかに捉えるかということがこの問題の焦点ではないか」と述べ、三つの立場を説明していた。「第一は、日本政府の立場で一日も早く沖縄を復帰させると同時に、日本の安全保障問題を考えなければならない。第二は、沖縄の考え方は、一日も早く日本並みに復帰して自由な人権を享受したい……復帰したいという気持ちが本当の意味の民族主義ではないかと私は考える。第三は、沖縄の人たちの願望がどこであるかを察して、また日本の政策とも調和させながら速

(55) 同上。

(56) 中曽根康弘『中曽根康弘が語る戦後日本外交』新潮社、2012年、p190。

やかに復帰を完成するということが私たちの責任である」⁽⁵⁷⁾と述べた。中曽根は安全保障、沖縄の人と本土との平等的地位や経済面、民族主義を重視する立場を示した。国権の回復と国家政治の独立・対等を目指す民族主義の立場は、佐藤首相の立場に一致するのである。しかしながら、当日、佐藤首相の答弁は、日本の安全保障に関して、核基地を含めた軍事基地の意義を認めただが、沖縄返還に関する核基地問題に対する態度を明らかにしなかった。

1969 年、佐藤首相訪米まで、沖縄返還について日米両政府は交渉を続けていた。同年 3 月 3 日に、中曽根は、沖縄問題について意見調整を進めている自民党川島副総裁に会い、自らの意見を提言した。彼は、「沖縄返還は、政治休戦を野党に申入れるべきだと述べ、また、①国民世論を尊重する立場から、本土並み、早期返還を主張すべきだ、②ただ、国際情勢の変化、米国側の出方もあるので、交渉の前にあまり党として決定的な線を打出すべきでない、国益を守るためにも、柔軟な態度が望ましいとの意見を明らかにした」⁽⁵⁸⁾。彼が言った「柔軟な態度」は、「一括返還、核抜きと本土並み」の中に、ある点が妥協できるのを意味するのではないのかと考えられる。彼の態度の動揺が見られる。

対米交渉の焦点は、核武器の持ち込みであるから、佐藤訪米の結果は、日米共同声明で「日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく、沖縄返還後の核兵器の再持ち込みを認める『合意議事録』に署名する」⁽⁵⁹⁾形になった。

沖縄返還の交渉について、佐藤首相は外務省とバック・チャンネルという二つのルートを通じて最終的な合意に達した。そのため、中曽根は、交渉の過程に介入しておらず、あまり役割を果たしていなかったといえる。沖縄返還について中曽根の主張は、ラシャワー大使の示唆を得た上で、米国側の態度

(57) 第 29 回国会外務委員会第 10 号、昭和三十三年七月三十日。

(58) 朝日新聞、1969 年 3 月 4 日。

(59) 中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』、前掲書、p266。

と国内世論に配慮したことから変化したからである。また、佐藤首相への協力の態度から見ると、彼は首相の座に就くために、運輸相を布石として敷いたリアリズムの政治家であるといえよう。

終わりに

以上の検討から、与党議員になってから防衛長官になる以前の中曽根の主張と取り組みをまとめる。中曽根は、与党議員になってから、党内役職と内閣憲法調査会及び科学技術庁長官並びに運輸相を務め、憲法改正の問題や原子力政策、宇宙開発技術政策と沖縄返還等に力を入れた。

憲法改正については、中曽根は、野党時代から憲法改正を唱えて日本の自主独立を呼び掛けていた。与党議員になってから防衛長官になる以前は、国会での公式な憲法改正の発言を行わなかったが、国会以外の場で中曽根は、憲法改正を積極的に主張していた。彼は民間の憲法調査会、自民党の憲法調査会並びに内閣憲法調査会で活躍しており、憲法に対する批判を堅持し続けた一方で、現行憲法の象徴天皇制、民主主義、自主主義、国際協力及び平和主義は認めて尊重している。しかし、憲法改正は、与党・政府内部であれ、野党及び国民世論であれ、まだ改憲に賛成する共同意識が形成されてこなかったことから、難題として今日まで残されている。

原子力技術と宇宙開発技術について、中曽根は、岸内閣の科学技術庁長官として日本の科学技術の発展に尽力していた。原子力技術と宇宙開発技術を中心として、中曽根は、国内外での調査を通じて立法過程にも関与した。但し、他の主張と同じように、原子力政策と宇宙開発技術は、国際政治における日本の平等的地位を追求するための手段とされ、同時に、予算をできるだけ多く獲得できるように、中曽根自身が呼び掛けたという意図が窺える。

沖縄返還について、佐藤首相は外務省とバック・チャンネルという二つのルートを通じて最終的な合意に達した。そのため、中曽根は交渉の過程に介入しておらず、あまり大きな役割を果たしていなかった。沖縄返還について中曽

根の主張は、ラシャワー大使の示唆を得た上で、米国側の態度と国内世論に配慮したことから変化した。また、佐藤首相への協力の態度から見ると、彼は首相の座に就くために、運輸相を布石として敷いたリアリズムの政治家である。

従って、彼の全ての主張は、最初から、国権の回復、国家の独立・対等、国際社会における日本の地位を高めるために、強いナショナリズムの立場を堅持すると同時に、内外の情勢の変化により、変わったところもあった。